

## 平成 24 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 2 号	受理年月日	平 24. 5. 21
件 名	宇宿中間地区土地区画整理事業区域内の里道から民地（宅地）を通過して区域外の里道へと設置されている旧公共構造物（暗渠）の撤去と里道整備及び確定里道内に不法投棄されている産業廃棄物の撤去を求めることについて		
結 果	平成 24. 12. 25 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		

### （委員会における審査経過）

本件は、宇宿中間地区土地区画整理事業区域内の里道から陳情者所有の宅地を通過して区域外の里道へと設置されている旧公共構造物（暗渠）の撤去及び里道の整備のほか、里道内に不法投棄されている産業廃棄物の撤去を行うよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、陳情箇所は、同区画整理事業区域内の永仮地区に隣接する場所で、同区画整理事業区域の西側に接して陳情者所有の宅地があり、また、宅地の南側に接して里道がある。

本陳情に係るこれまでの主な経過については、同区画整理事業に伴い、宅地の東側にあるのり面を区画整理事業区域に編入する必要があったことから、分筆のため、平成 17 年 7 月に南側に接する約 25m の区間について里道確定を行った。陳情者からは、19 年 8 月以降 11 回にわたり、里道の拡幅整備、里道整備に伴う目隠しフェンスの設置、のり面擁壁の設置、排水溝の新設及び既存排水溝の撤去等に関する要望書等が、また、21 年 1 月には法定外公共物等整備相談カードが提出されたところであるが、これらの要望等については、21 年 5 月及び 11 月に開催した法定外公共物等整備審査会において、「鹿児島市の里道については、拡幅、改修整備は行っておらず、機能確保のみを行っていることから、6m 幅での里道整備及び排水溝の整備は実施できない。なお、里道確定幅員内での里道整備及び里道内の排水溝の設置については、市が決定する構造や工法及び工事影響範囲の伐採、掘削埋戻しなどについて、里道に隣接する関係地権者の協力が得られれば、他事業において対応可能である」ことを決定し、21 年 12 月に陳情者へその旨を通知したものの、その後も、産業廃棄物の撤去を含め同内容の要望書が 21 年 12 月から 22 年 7 月の間に 5 回提出されている。また、この間の 21 年 10 月には、17 年の里道確定後の分筆に錯誤があり修正が必要であったこととあわせ、里道整備について検討するため、17 年に確定した里道の西側約 15m の区間について里道確定を行っている。

以上のような経過の後、23 年 6 月に本陳情と同趣旨の陳情第 103 号が本市議会に提出されたところであるが、その審査に当たり、過去の経過や資料等の調査を行う中で、陳情箇所の里道に関して、昭和 49 年に県が作成した公共用地境界確定調書の存在が確認された。同確定調書には確定図面は添付されていないものの、協議経過に「この農道は、宇宿町から上の原台地に上る作業道路であって、申請地付近は急勾配で、作業車両は民有地を通るバイパスを利用しており、農道には土砂流出防止のための蓋付三

面張り排水溝が設置してあるので、この溝を中心として 1.8m幅員を以って農道を設定し、境界を確認することに関係者合意した」とあり、里道の位置は陳情者が撤去を求めている暗渠の位置付近であると思われ、17年及び21年に確定した里道位置に疑義が生じてきた。そのようなことから、陳情者に対して、昭和49年の確定調書について複数回にわたって説明するとともに、暗渠のある位置での再度の里道確定を行いたい旨を伝えてきたが、陳情者としては、再確定には応じられないとの意向であり、さらに、里道確定に関係する他の隣接権利者に対して、本市から再度の里道確定に応じていただけるよう説明することも提案したが、陳情者からは、それを拒む旨の意思が示されたところである。

本市としては、里道位置に疑義がある状況下では、陳情者の求める旧公共構造物（暗渠）の撤去と里道整備は実施できないと考えており、これまで陳情者に説明してきたが、理解が得られていない。また、里道内に不法投棄されている産業廃棄物の撤去についても、この問題解決後に行いたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、昭和49年当時の公共用地境界確定調書が存在し、その後の里道確定に疑義がある状況を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿いえないものとして不採択とすべきものと決定。

## 平成 24 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 9 号	受理年月日	平 24. 6. 26
件 名	都市計画決定の一部取り消し等について		
結 果	平成 24. 12. 25 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	都市整備対策特別委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、1 項＝計画自体の見通しが断たれた、甲南インターから国道 225 号間の「東西幹線」事業計画を中止すること。2 項＝同区間の都市計画決定を直ちに取り消すこと。以上の点について要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、鹿児島東西幹線道路は、高規格幹線道路の結節点である鹿児島インターと中心市街地及び重要港湾である鹿児島港を結ぶもので、鹿児島港新港区付近で鹿児島南北幹線道路と接続するまでの延長約 6 km の地域高規格道路である。そのうち鹿児島インターから高麗本通線付近までの延長約 3.4 km を整備区間とする鹿児島東西道路については、現在、鹿児島インターから（仮称）建部インターまでの区間について、平成 25 年 12 月の暫定供用を目標に整備が進められているが、（仮称）建部インターから（仮称）甲南インターまでの区間については、鹿児島東西道路に係る計画並びに施工方法など、事業実施に当たって関係機関相互の連携を強化するとともに、住民や道路利用者の意見を踏まえて、総合的な計画調整を図ることを目的として 24 年 8 月に設立された「鹿児島東西道路整備検討会」において、検討を進めているところである。</p> <p>一方、鹿児島南北幹線道路は、国道 10 号鹿児島北バイパスと連結し、市域の南北交通軸を強化する骨格道路であり、東西幹線道路と一体となって鹿児島都市圏の道路ネットワークを形成する重要な道路である。</p> <p>このように両幹線道路は、九州縦貫自動車道や南九州西回り自動車道の高規格幹線道路を補完し、広域幹線ネットワークを形成する道路として、また、本市の東西・南北交通軸を強化し、市域への流入部や市街地部の交通混雑解消を図る骨格道路として、本市にとって不可欠な道路である。</p> <p>また、近年、鹿児島都市圏においては、複数の郊外型大型商業施設の出店や九州新幹線鹿児島ルート of 全線開業などによる都市構造の変遷に伴い、道路交通状況に変化が生じていることから、鹿児島都市圏における道路の現況・課題等を把握・整理し、今後の対策の方向性について検討を行うことを目的として道路管理者である国・県・市で構成する「鹿児島都市圏道路交通検討会」を 23 年 10 月に設立したところであり、（仮称）甲南インター以東の東西幹線道路及び南北幹線道路については、鹿児島都市圏の道路ネットワーク全体としての課題等を踏まえながら、国・県・市で連携して今後の進め方を検討することとしている。</p> <p>なお、東西幹線道路の国道 225 号以東については、高架構造により新港区付近で南北幹線道路とジャンクションで接続させる計画となっている一方で、奄美沖縄航路の関連施設が同港区に残ることとなっ</p>			

たが、県としては、15年5月の地域高規格道路の構造要件の見直しに伴い、ジャンクションの規模を縮小できることから、同港区付近にジャンクションを整備することは可能であると考えているとのことである。

本市としては、これまで市議会をはじめ、経済、交通、運輸などの各民間団体で構成する鹿児島東西・南北幹線道路建設促進期成会において、国や県に対し、鹿児島東西・南北両幹線道路の要望を粘り強く行っているところであり、今後も引き続き、官民一体となって、国・県へ要請していきたいと考えていることなどから、東西幹線道路の（仮称）甲南インターから国道225号間に係る事業計画を中止することや都市計画決定を取り消すことは考えていないところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局から東西幹線道路の必要性や今後の取り組みとあわせ、新港区付近で同道路と南北幹線道路をジャンクションで接続させることは可能であるとの考えが示されたこと等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

## 平成 24 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 11 号	受理年月日	平 24. 7. 19
件 名	城山一帯の歴史的景観保全について		
結 果	平成 24. 12. 25 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	建設委員会		

### (委員会における審査経過)

本件は、民間業者が照国神社裏に地上 14 階建てマンションを建設中であることに関して、1 項＝市議会として早急に現地視察を行うこと。2 項＝城山全域について高度地区の見直しを行い、当面、照国神社南側の城山の景観保持のため、照国神社南側の地区に高度地区を拡張すること。3 項＝市景観審議会については、制度変更時の権限に限らず、市民生活に係る景観保持上重要な建築物許可について、審査の機会を提供すること。また、同審議会に市民代表を複数名参加させること。以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、2 項＝本陳情の契機となったマンションは、第 2 種住居地域である照国町 22 番ほか 16 筆、約 4,000 ㎡の敷地に、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上 14 階建て、高さ約 43m、延べ面積約 9,800 ㎡の共同住宅として建設されるもので、平成 23 年 9 月 27 日に民間の確認検査機関である九州住宅保証株式会社から確認済証が交付され、現在、建設工事が進められているが、建築計画概要書によると、25 年 3 月 31 日に工事を完了する予定とされている。

城山周辺地区における高度地区については、平成 3 年 1 月に民間業者が現在のかごしま近代文学館・メルヘン館の敷地に地上 18 階建て、高さ約 62m のマンション建設を計画していることが明らかとなり、市民から建設反対の陳情が本市議会に提出されたことなどを受け、本市としても、歴史と文化が集積した城山とその周辺の景観風致を後世に継承していく必要があると判断し、同年 2 月に、建物の高さの最高限度を 20m とする城山周辺地区景観風致保全指導要綱を制定するとともに、同年 7 月にはその実効性を確保するため、鹿児島都市計画高度地区の都市計画決定を行った。その対象区域については、国の史跡・天然記念物に指定されている城山を背景に歴史や文化施設が集積していることや、国道 10 号付近から城山を眺望した時の山の稜線や市街地から城山を眺望した時の山の量感を確保することなどを勘案して、城山の前面に位置し、照国神社から市立美術館、県歴史資料センター黎明館に至る区域(約 17ha)としたところである。

その後、20 年 6 月に市景観計画を施行したところであるが、同計画においては、平成 3 年に都市計画決定した高度地区の区域を含む地域を景観形成重点地区候補地「歴史と文化の道地区」として位置づけたところであり、同地区においては、歴史と文化の香り高い風格のある環境を形成していく上で市街地に残る貴重な自然環境の保全と調和に配慮する必要があったことから、さらなる背景保全とこの地区一帯の景観風致を一体的に維持・保全するため、22 年 3 月に都市計画の変更を行い、中央公民館等の歴史

的建築物や緑豊かな中央公園等がある国道 10 号の東側の区域まで高度地区を拡大（区域：約 25ha）した。

一方、今回のマンション建設地から平田公園に至る地区については、これまで、都心部に隣接する利便性の高い立地条件を生かして中高層の共同住宅等の整備を促進してきたことから、高度地区の範囲外としたところである。

なお、今回のマンション建設に関しては、景観法及び市景観条例に基づき、23 年 8 月 29 日に建築主から本市へ景観計画区域内行為届出書が提出され、同年 9 月 12 日に適合通知書を交付している。また、市指定建築物の建築等に係る住環境の保全に関する条例に関しては、同年 7 月 15 日～20 日及び 8 月 3 日に建築主が隣接住民や町内会代表等へ建築計画等の説明を行うとともに、8 月 22 日には町内会の要請を受けて本市が隣接住民及び町内会代表へ景観法の手続等の説明を行った。この間、建築主と地元で日影の状況等について話し合いが行われ、9 月 9 日には地元町内会から本市へ合意に至った旨の報告がなされている。

3 項＝景観法では、景観計画の運用等に関し、景観審議会等の第三者機関の設置は義務づけていないが、16 年 12 月に国が示した景観法運用指針においては、「景観計画の案の作成や景観計画に基づく届出に係る行為に対する勧告や変更命令の検討等に当たり、専門家、学識経験者等からなる景観審議会等の第三者機関からの専門的知見を踏まえつつ、これを行うことが望ましい」とされていることから、このような国の考え方も踏まえ、本市においては、景観計画の策定や変更等について専門的な意見を聴くため、市景観条例の規定に基づき景観審議会を設置している。同審議会の調査審議事項は「景観計画の策定、変更及び廃止に関すること」、「景観重要建築物及び景観重要樹木の指定及び解除に関すること」、「景観計画に定める景観形成基準に適合しない建築物等に対する設計変更等の命令に関すること」などであり、同審議会を設置した 20 年 6 月に本市景観計画の運用マニュアルについて審議いただいたほか、これまで、景観重要建築物等の指定候補の審議等を行っていただいている。また、本市景観計画に定める景観形成基準に適合している建築物等については、同審議会に諮問する必要がないことから、現時点でこれらの建築物等に関して同審議会の意見を聴くことは考えておらず、景観形成上重要と考えられる地区については、景観形成重点地区等に指定することにより、地区の景観特性等を踏まえた独自の景観計画、景観形成基準に基づいた建築物等の規制・誘導を図っていくこととしている。

なお、同審議会については、市景観条例の規定に基づき、学識経験者その他必要と認める者の 7 人以上で組織することとしており、現在の委員は、学識経験者 4 人のほか、専門的な意見を聴くこととあわせ市民意見を反映するため、関係団体等から 3 人を委嘱しているところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、当局の考え方や対応状況等を踏まえた場合、陳情の趣旨に沿えないものとして不採択とすべきものと決定。

## 平成 24 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 13 号	受理年月日	平 24. 9. 10
件 名	里道撤回について		
結 果	平成 24. 12. 25 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	経済企業委員会		

### (委員会における審査経過)

本件は、陳情者の父が昭和 14 年頃に購入した五ヶ別府町字赤ノ谷 136 番 1、136 番 2 及び 136 番 3 の土地においてそうめん流しを始め、父の死亡後はその次男を、次男の死亡後は三男を親族の代表者として、平成 17 年まで営業を続けてきたが、そのときまでは敷地内に存在していなかった里道について、次男の息子の要望だけで、他の相続人に相談もない中、谷山農林事務所職員二人の立ち会いのもと、19 年に境界確定をしたことに伴い、昔から地域住民の生活用道として使われ、法務局の書類上も現存する里道は他人の所有となる一方、谷山農林事務所が確定した場所には、事実上里道は存在していないことから、事実を確認の上、里道確定を撤回するよう要請されたものである。

本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、公共用地境界確定申請がなされた土地は、以前、そうめん流しのあった五ヶ別府町字小倉ヶ迫 92 番口の土地であり、18 年 8 月 28 日に土地所有者である次男の息子から申請がなされたことから、申請人、申請人から依頼を受けた土地家屋調査士及び隣接地の土地所有者の立会いのもと、法務局の公図と照合し、協議が整ったため、19 年 5 月 1 日に里道の境界を確定したものであり、当該土地には、確定した里道以外に里道は隣接していないところである。

なお、陳情書にある生活用道については、地域住民からの要望を受け、現地において、陳情者を含め、地域住民に対し里道でない旨を説明している。

また、陳情者は当該土地、その隣接地及び対面地の土地所有者ではないことから、里道の境界確定に関する異議は受けかねる旨を説明しているが、理解が得られていないところであるとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「土地の状況について、陳情者が錯誤しているように感じるが、非常に重要な財産の問題であり、1 回目の審査で不明なところが多々ある。住民同士の問題という面もあるが、お互いに錯誤を理解し合うように努力してほしいという思いから、状況を見守ることとし、本件については継続審査としたい。」という意見、「財産権が絡む案件を陳情され、付託を受けた委員会としては、その責任を果たすべく審査を行ったが、審査の過程を陳情者に理解していただいた上で、次の機会には結論を出すべきという考えを持っていることから、今回は継続審査としたい。」という意見、「当局としては、一連の手に瑕疵はないと考えていることや、説明責任を果たしていることを勘案すると、今後の推移を見守る必要はないと思料することから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いが否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、全会一致で不採択とすべ

きものと決定。



## 平成 24 年第 4 回市議会定例会において不採択となった陳情

番 号	陳 情 第 14 号	受理年月日	平 24. 9. 10
件 名	地番返還について		
結 果	平成 24. 12. 25 第 4 回定例会で不採択		
付託委員会	経済企業委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、陳情者の父が昭和 14 年頃に購入した五ヶ別府町字赤ノ谷 136 番 1、136 番 2 及び 136 番 3 の土地において、名義変更をしないまま、昭和 41 年 4 月からそうめん流しを始めたが、その後、旧谷山市が 40 年頃に水源地として購入した赤ノ谷の土地について、引き継いだ水道局が 51 年頃に合筆した際、父の土地を含め合筆したため、現在、そうめん流しの土地はあるものの地番がない状態で困っていることから、水道局に対し、至急、その土地の地番を返還するよう要請されたものである。</p> <p>本件に対する当局の考え方や対応状況等について伺ったところ、五ヶ別府町字赤ノ谷 136 番 1、136 番 2 及び 136 番 3 の土地は、40 年 11 月 4 日に旧谷山市が 3 名の地権者から購入し、同年 12 月 21 日に所有権移転登記がなされている。その後、51 年 2 月 4 日に、当該土地を水道局において五ヶ別府町字赤ノ谷 132 番 2 に合筆し、五ヶ別府水源地用地として管理している。</p> <p>また、そうめん流しの土地については、現在、陳情者の親戚が所有しており、その地番は、五ヶ別府町字小倉ヶ迫 92 番口、92 番ホ及び 91 番 5 であることを法務局において確認している。</p> <p>これらのことについては、これまでも陳情者に対し説明を行っているが、理解が得られていないところであるとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「土地の状況について、陳情者が赤ノ谷 136 番 1、136 番 2 及び 136 番 3 と、小倉ヶ迫 92 番口、92 番ホ及び 91 番 5 を錯誤しているような状況がある。そのようなことから、その点をしっかり整理する必要があること、また、財産に係る問題で、かつ、1 回目の審査でもあることから、本件については継続審査としたい。」という意見、「財産権が絡む案件を陳情され、付託を受けた委員会としては、その責任を果たすべく審査を行ったが、審査の過程を陳情者に理解していただいた上で、次の機会には結論を出すべきという考えを持っていることから、今回は継続審査としたい。」という意見、「当該土地は陳情者の所有する土地ではなく、この種の陳情を審査することが、果たしてどうなのかと思料すること、また、当局としては、一連の手續に瑕疵はないと考えていることや、この間、誠意をもって陳情者に対応していることから、本件については不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、全会一致で不採択とすべきものと決定。</p>			